

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修

正案要綱

政府は、この法律の施行後一年を目途として、公衆に直接聞かせることを目的として演奏する権利等と著作物の公正な利用との調整の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を追加すること。

(附則第七条関係)